



1. 趣旨

北上第2運動場の夜間照明施設の設置に伴い、使用時間を延長するとともに、使用料を新たに定めようとするもの。

2. 北上第2運動場の使用時間の変更

変更前：午前6時から午後7時まで
変更後：午前6時から午後9時まで

3. 夜間照明施設使用料（案）

受益者負担の観点から、施設の整備及び管理コストの50%程度を利用者に負担していただくことを原則とし、県内他自治体及び市内類似施設の使用料との均衡を考慮して設定する。

利用者区分	夜間照明施設 (全面1時間)	夜間照明施設 (半面1時間)
一般	2,000円	1,000円
高校生以下		

4. 積算根拠

■考え方

- 夜間照明施設の利用時間は、4～9月は午後6時から点灯(3h)、10～3月は午後5時から点灯(4h)するものとする。
- 過去2年間の年間稼働実績から、稼働率60%(全面)とする。
(4～9月 183日×60%=109.8日、10～3月 182日×60%=109.2日)
- (1)と(2)から算出する使用時間(想定)と年間の支出(想定)によって1時間当たりの経費を試算する。

■試算

- ・4～9月 109.8日×3h=329.4h・・・①
- ・10～3月 109.2日×4h=436.8h・・・② ①+②使用想定時間766.2h
- ・電気料 336,096円・・・③※1時間あたり消費電力と電気料単価から算出
- ・減価償却費 2,678,614円・・・④※償却期間30年として算出
- ・保守点検費用 100,000円※他施設の実績を参考
③+④+⑤支出合計3,114,710円

■設定する使用料

支出合計3,114,710 ÷ 使用想定時間766.2h ÷ 4.065円/1時間
⇒ 受益者負担50%として、端数を切捨て 1時間あたり2,000円

5. 年間の収入見込み額

夜間照明施設使用時間	766.2時間
夜間照明施設使用料 (全面1h)	2,000円
合計	1,532,400円

※年間の収支入見込みから受益者負担率を算出
収入1,532,400 ÷ 支出合計3,114,710 ⇒ 49.19%

6. 施行日

令和3年4月1日

(参考) 県内他自治体及び市内類似施設

施設名	競技場使用料 (全面1時間)	夜間照明施設 (全面1時間)	合計 (全面1時間)
花巻市スポーツキャンプむら	3,400円	1,000円	4,400円
一関サッカー・ラグビー場	3,000円	3,000円	6,000円
盛岡市つなぎ多目的運動場	4,000円	3,000円	7,000円
北上陸上補助競技場 (団体利用 15～30人まで)	4,190円 (1回)	2,350円 (1時間)	6,540円
北上市民藤沢広場	520円	3,770円	4,290円

- ※1 1時間あたりにラグビーあるいはサッカー1面を利用した場合
- ※2 競技場使用料は、高校生以下の使用は、半額